



●黒埼商工会 新年会 を開催しました

黒埼商工会では、恒例の新年会を1月22日(水)午後6時から大野町「初音家」で開催しました。当日は来賓、会員等83名が参加しました。

初めに笠井商工会長が新年の挨拶を行い、続いて笠原西区長様、青木県議会議員様、日本政策金融公庫新潟支店長様(松田上席課長代理様)より来賓の祝辞を頂きました。出席した来賓紹介の後、新会員からの自己紹介が有り、保刈市議会議員様の乾杯の発声で宴会に入りました。参加者は懇親を深め、午後8時10分に地元金融団を代表して新潟信用金庫寺地支店の小町支店長様が中締めを行い、閉会しました。



●年末大売出しの抽選を行いました

商業部会では、年末大売出しを加盟店23店舗で12月9日から31日にかけて実施しました。

売出し期間中、加盟店で500円の買い物、サービス利用で応募券をお客様に進呈し、加盟店の応募箱に投函していただきました。全体で4,978枚の応募券が有り、1月10日に抽選を行いました。加盟店で使用できる商品券10,000円分を3本、5,000円分を10本、2,000円分を50本抽選し、当選者には商品券を発送しました。



●決算・申告個別相談会のご案内

所得税・消費税の確定申告が始まります。所得税については3月16日(月)、個人事業者の消費税については3月31日(火)が申告期限となっております。確定申告の準備、申告はお早目をお願いします。商工会では、講師をお迎えして個別相談会を開催します。正しく申告いただくため、この機会をご利用下さい。

・日 時 2月20日(木)、27日(木)午前10時～午後3時(正午～午後1時除く)
3月 5日(木)、12日(木) //

・会 場 黒埼商工会 相談室

・講 師 公認会計士 中山 幸夫 氏

※予約制で実施いたしますので、相談希望の方は予め事務局にお申込みください。



●確定申告時における本人確認(マイナンバー)について

個人事業主等が確定申告書を税務署に提出する場合、窓口でマイナンバー(本人分)の本人確認が行われます。
※本人が申告書等を窓口で提出する場合、「マイナンバーカード」又は「通知カードと運転免許証等」を持参する必要があります。
※代理者が提出する場合・郵送で提出する場合、「マイナンバーカードの表、裏のコピー」又は「通知カードと運転免許証等のコピー」を添付する必要があります。

●青年部 献血事業に参加してきました。

青年部では、地域社会に貢献するため毎年献血の協力事業を行っています。今年も1月25日(土)に新潟市中央区万代にある献血ルームばんだいゆとりろにて献血に行ってきました。今後も「継続した献血協力」に取り組んで参りたいと思います。



裏面もご覧下さい

●令和元年度 黒埼商工会 下期景況調査の結果について

黒埼商工会では半年に1度、小規模事業者30社を対象に景況調査を実施しています。
今回、令和元年下期(7月～12月)の調査結果が出ましたのでご報告いたします。



(1)売上

前年同期と比べて「増加」と回答したのは13.3%、「不変」は40.0%、「減少」は46.7%でした。
来期については「増加」と見通す事業者は無く、全体では厳しい状況が続くと見られます。

(2)採算(経常利益)

前年同期と比べて「好転」と回答したのは3.3%、「不変」は56.7%、「悪化」は40.0%でした。
来期については「好転」と見通す事業者は無く、全体では厳しい状況が続くと見られます。

(3)仕入単価

前年同期と比べて「上昇」と回答したのは40.0%、「不変」は60.0%、「低下」は0.0%でした。
来期については「上昇」と見通す事業者の割合が多く、仕入単価の上昇または高止まり感が続くと見られます。

(4)資金繰り

前年同期と比べて「好転」と回答したのは3.3%、「不変」は73.3%、「悪化」は23.3%でした。
来期については「悪化」と見通す事業者の割合は変わらず、全体では悪化傾向が続くと見られます。

(5)景況判断

前年同期と比べて「好転」と回答したのは6.7%、「不変」は50.0%、「悪化」は43.3%でした。
来期については「好転」と見通す事業者の割合は無く、全体では今期から厳しい状況が続くと見られます。

(6)経営上の問題点(3つまでの複数回答のうち多かったもの)

1位 店舗・設備の老朽化43.3% 2位 従業員の確保33.3% 3位 需要の停滞26.7%

(7)まとめ

今回の調査から、地域内の小規模事業者は、売上の減少や仕入単価の上昇など厳しい経営が続いており、設備投資や従業員確保に問題をかかえ、来期に不安を抱えている事業所が多いことがうかがえます。

※詳しい下期景況調査報告書を商工会ホームページに掲載いたしますのでご覧ください。

URL <http://kurosakishokokai.or.jp/>

●新潟県新潟労働相談所からのお知らせ

○労働者、事業主を問わず、労働に関する問題でお困りの方は、
労働相談専用電話 0250-23-6110へお電話ください。

(相談は無料・秘密は固く守られます)

○来場相談をご希望の方は、下記の所在地にお越しください。

新潟市秋葉区新津4524-1 新潟地域振興局1階(企画振興部労政課内)
JR新津駅から徒歩約20分、無料駐車場あり

○相談内容

(労働者側)「賃金・残業代が支払われない」「突然解雇を告げられた」

「退職を認めてくれない」など

(事業主側)「対応に困っている社員がいる」「計画年休を導入したい」「労働条件の書面明示って」など

○相談時間 月曜～金曜(祝日除く)午前8時30分～午後5時15分

毎月第三日曜 午後1時～午後5時15分(電話相談のみ)

